カ　４の⑸に該当する者が提出する書類
　獣医師国家試験受験資格の認定書の写し
キ　４の⑹に該当する者が提出する書類
　獣医師国家試験予備試験合格証の写し
ク　４の⑺に該当する者が提出する書類
　卒業証明書
ケ　４の⑻に該当する者が提出する書類
　獣医師免許証の写し

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、13,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書の受付期間及び提出場所

ア　受験願書の受付期間は平成22年１月４日（月曜日）から同年１月18日（月曜日）までとし、受付場所は東京都千代田区霞が関１丁目２番１号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。

イ　受験願書を持参する場合の受付時間はアの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時30分から午後６時までとする。

ウ　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により受験願書を提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受及び配達が記録される方法によるものとし、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局あてに送付すること。この場合、平成22年１月18日（月曜日）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　必要書類を提出する際の注意

４の受験資格の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成22年２月26日（金曜日）までに卒業証明書又は当該受験者が獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面が提出されないときは、受験を認めない。

なお、４の⑴に該当する者に係る卒業見込証明書及び獣医学の正規の課程又は正規の旧課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面については、当該大学において一括して提出することができる。

⑸　受験票の交付

受験票は平成22年２月15日（月曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

６　合格者の発表

試験の合格者は、平成22年３月18日（木曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

７　その他

⑴　試験の場所は、獣医事審議会が指定する場所とする。

⑵　やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。

そのときは、その旨を公示し、又は通知する。

⑶　視覚障害、聴覚障害、音声機能又は言語機能の障害を有する者、肢体不自由である者等で受験を希望する者は、平成21年11月27日（金曜日）までに獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課03―3502―8111（代表）内線4530、ＦＡＸ番号03―3502―8275、電子メールアドレス：vet_kokushi@nm.maff.go.jp）に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

別記様式

獣医師国家試験受験願書

平成　　年　　月　　日

獣医事審議会会長　　殿

写　　真

氏　名

平成　　年　　月　　日撮影

第61回獣医師国家試験を受験したいので、関係書類を添えて下記により出願します。

記

１　本　　籍

２　現住所　〒

方

電話番号

３　氏　　名（ふりがな）

４　生年月日　　年　　月　　日生　　男・女

５　受験の資格となる学歴及び履歴

収入印紙
13,900円

182㎜

177㎜

備　考

１　願書の大きさは、縦182㎜×横177㎜とし、左側は幅25㎜の余白を設けること。

２　同じ写真（無背景であって出願前６か月以内に撮影した脱帽上半身の35㎜×35㎜のもの。裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

３　本籍は都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録原票に記載されている国籍を記載すること。）。

４　現住所は、都道府県名から記入すること。

５　氏名は必ず戸籍に記載されている文字を用い、署名又は記名押印により記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録原票に記載されている文字を用い、必ず読みがなを付けること。）。